

問い合わせ先

運輸安全委員会事務局参事官付

事故防止分析官 梅沢（内線 54232）

事故防止調査官 浜西（内線 54238）

直通 03-5253-8823

平成 23 年 12 月 14 日

運輸安全委員会

遊漁船しづさき 10 号沈没事故に係る勧告に基づく措置の完了報告について

運輸安全委員会は、平成 21 年 11 月 28 日に長野県諏訪市諏訪湖東岸沖で発生した遊漁船しづさき 10 号沈没事故の調査において、平成 23 年 9 月 30 日に事故調査報告書の公表とともに原因関係者である株式会社しづさきに対して別添 1 のとおり勧告を行い、勧告に基づく措置の状況（実施計画書）について、別添 2 のとおり同社から報告を受けていたところですが、今般、別添 3 のとおり同社から勧告に基づく措置の完了報告を受けましたのでお知らせします。

なお、同社からの完了報告は勧告に沿ったものとなっています。

## 別添 1

運委参第308号

平成23年9月30日

株式会社しづさき

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

### 遊漁船しづさき10号沈没事故に係る勧告について

本事故は、貴社が、遊漁船しづさき10号の船底外板を開口して釣り穴を設ける改造を行い、日本小型船舶検査機構による改造に係る臨時検査を受検せず、その後も改造を隠して中間及び定期検査を受検し、釣り穴の筒の上端から浸水する危険性を認識しながら同船を運航していたため、釣り穴の筒の上端から浸水するとともに、船内への波の打ち込みによってビルジが増加し、浮力を失って沈没したことにより発生したものと考えられる。

これらの事態は、貴社の釣り客の輸送等を行う事業者としての安全に対する意識の低さから引き起こされたものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、釣り客の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記の措置をとることを勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

### 記

貴社は、全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図り、船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保し、また、釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全を確保する対策を講じること。

平成23年10月21日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘 殿

株式会社 しぶさき  
代表取締役

運委参第308号 平成23年9月30日付

「遊漁船しぶさき10号沈没事故に係る勧告」に基づく

「講ずべき措置に関する実施計画書」

1. 全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図ること

◆ 実施内容

①安全重点施策を定め、全社を挙げて安全第一に取り組む

\* 安全重点施策

1) 事故防止のミーティング実施

- ・「船舶事故調査報告書」を社員に公開し認識の周知を図る
- ・毎朝スタートの際、お互いが「安全第一」の声を掛け合う  
(特に、天気予報(風・波・雨等)による、出船の可否)

2) 出船前の、船体・機関の状態チェック

- ・ビルジ
- ・乗船定員の確認

3) ヒヤリ・ハットの速やかな対応

- ・危険を感じた時は、速やかに関係者に報告し、対策をとる

②緊急時の訓練を実施する

\* 事例を踏まえ、想定される事故についての対処方法を学ぶ

① については、既に実施

② については、今後計画実施



## 2. 船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保すること

### ◆ 実施内容

#### ①保有船舶の一覧リスト見直し

- \* 船舶検査の時期が一覧で確認できるように

#### ②船舶台帳の作成

- \* 個々の船舶の検査、修繕・改造等の記録により管理

①および②については、11月30日までに実施

## 3. 釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全確保する対策を講じること

### ◆ 実施内容

#### ①救命胴衣着用の看板を掲示

- \* 看板作製と店内、栈橋入口に掲示
- \*

#### ②乗船前の着用呼びかけと乗船時の着用確認

- \* 船長および周囲のスタッフがチェック

① については、既に作成掲示済み

② については、既に日々実施

## 4. 完了報告期限

既に実施しているものも含め、平成23年11月30日までに

1. ～3. の完了報告を行う。

完了報告にあたっては、実施状況が確認できるような資料及び写真を添付する。



平成23年11月29日

運輸委員会

委員長 後藤昇弘 殿

株式会社 しぶさき

代表取締役

「遊漁船しぶさき10号沈没事故に係る勧告書に基づく講ずべき措置の実施計画書」による

「講ずべき措置の完了報告書」

1. 全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図ること

◇ 実施報告

①安全重点施策を定め、全社を挙げて安全第一に取り組む

◎安全重点策を事務所内に掲示し周知（写真資料5）

◎本件についての資料を社員に回覧し事故の重大性を認識（資料1）

◎重点策1）については、毎日ミーティングを行いミーティング記録用紙「別紙1」に記録

◎重点策2）については、使用船について運航前：始業点検表「別紙2」によりチェックし記録

◎重点策3）については、口頭だけでなく、ヒヤリ・ハット報告書「別紙3」により報告・改善を行っていく

②緊急時の訓練を実施

◎想定される事故（運輸安全委員会で公表）（資料2）により、ミーティングを行った

◎小型船舶機構の小冊子（ホームページより）「遊漁船・瀬渡船の安全のために」「てんぷく事故防止のために」（資料3）を社員に配布、読合せ

◎日常業務終了後、湖上からの事故通報・通報を受けて、待機のスタッフが現場に急行対処、他のスタッフは関係者への緊急連絡表（資料4）により、通報を模擬的に行い確認した

2. 船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保すること

◇ 実施報告

①保有船舶の一覧リスト見直し

◎船舶の検査時期の確認をしやすく保有船舶一覧「別紙4」を作成管理する

②船舶台帳の作成

◎ 保有する船舶について個々に船舶管理台帳「別紙5」を作成し、修理等の経過等を記録し検査の時の資料にする

3. 釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全確保する対策を講じること

◇ 実施報告

①救命胴衣着用の看板を掲示

◎店内および桟橋入口に掲示（写真資料5）

②乗船前の着用呼びかけと乗船時の着用確認

◎受付の際に着用することを指導（資料6）

案内スタッフが着用指導

船長は出船時に確認

パトロール時に確認・指導

回 覧
-----

社 員 各 位

株式会社しぶさき  
社長

平成21年11月28日に発生しました「しぶさき10号」の沈没事故に関して、今まで原因調査がおこなわれてきましたが、このたび「運輸安全委員会」より、事故の報告書と「勧告」がでました。

勧告を受けて、「講ずべき措置に関する実施計画書」を提出し、受理されました。今回、改めて事故の原因及び勧告を受けて実施計画に基づき全社を挙げて「安全」に取り組むたいと考えます。

ついては、今回の一連の資料を全員に読んでいただき、具体的な取り組み方法等につきましては、追って説明・協力をお願いいたします。

9月30日に運輸安全委員会で、船舶事故の経過報告・勧告が公表され、運輸安全委員会ホームページでも公表されました。

- ① 運輸委員会が行った勧告
- ② 船舶事故調査報告書（遊漁船しぶさき10号沈没）
- ③ 遊漁船しぶさき10号沈没事故に係る勧告について
- ④ 勧告に基づく「講ずべき措置」の取り扱いについて

10月21日付けで「勧告に基づく講ずべき措置」の計画書を提出。

10月25日付けにて計画書を受理していただきました。

- ⑤ 計画書
- ⑥ 受領書

10月26日運輸安全委員会委員長の記者会見で、発表・公表されました。

運輸安全委員会ホームページでも公表されました。

- ⑦ ホームページで公表
- ⑧ 委員長の記者会見要旨

勧告に対し「講ずべき措置」について、再度周知のため、関係者会議

日時 平成23年11月19日(土) pm4:00

場所 本社(釣舟センター)

内容 ①計画・実施に向けて  
②事故事例について  
③事故時の行動・通報の確認

出席者 ■■■、■■■、■■■、■■■、■■■

記録 ①実施計画については、勧告を受けて、当社で取り組むべき事柄について説明、具体的には添付の用紙(別紙1~5)を使用記録について協力を求める

②事故例については、運輸安全委員会で公表された事故等について

\* コピーにて配布(以下の報告書について)

○ 漁船ぎんりん丸転覆(平成22年7月3日発生)

○ 漁船信豊丸衝突(防波堤)(平成23年5月15日発生)

○ モーターボートEBISUMARU乗組員行方不明(平成22年5月2日発生)

○ モーターボートKaiser衝突(係船杭)(平成22年7月19日発生)

③事故発生時の通報について、模擬で確認

\* 別紙(資料4)の連絡網により

\* 無線にて、船舶本体に異常を確認(浸水・沈没の恐れ)し事務所へ無線連絡、連絡を受けた、待機のスタッフが現場へ

\* 人命にかかわる場合は、事務所スタッフが関係機関に連絡することを確認



# 遊漁船・瀬渡船の安全のために



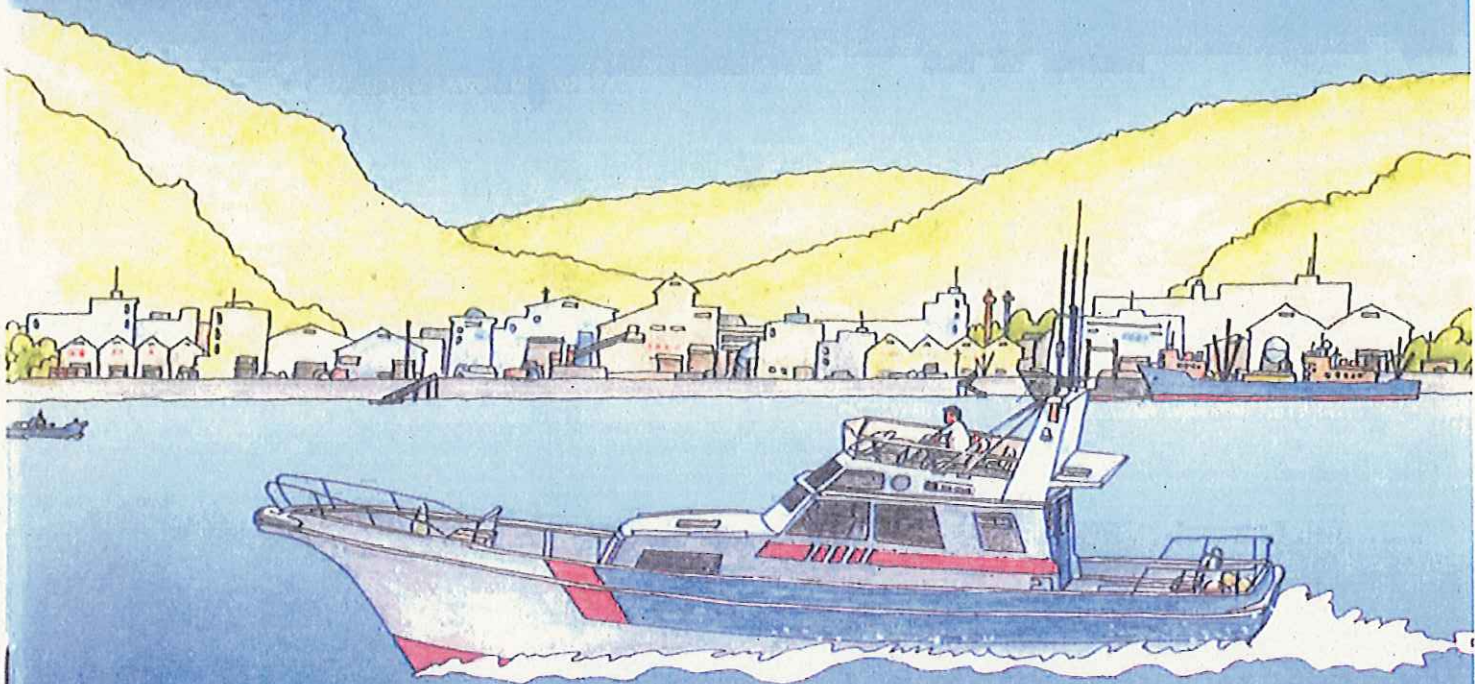


小型船舶の

# てんぷく事故防止のために

— 砕け波などに注意しましょう —

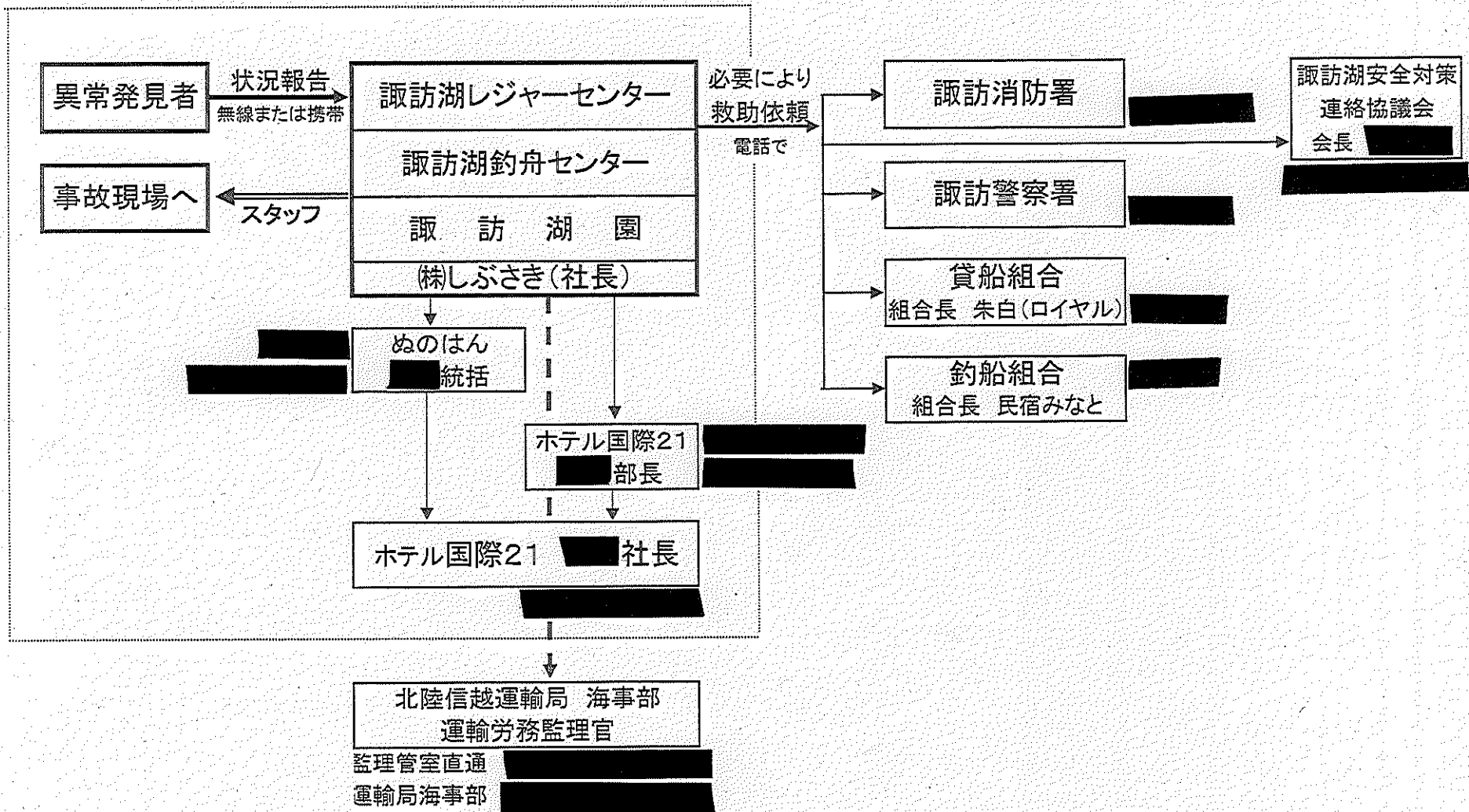
- 小型船舶のてんぷく事故の原因
- てんぷく事故を防止するために



**JCI** 日本小型船舶検査機構

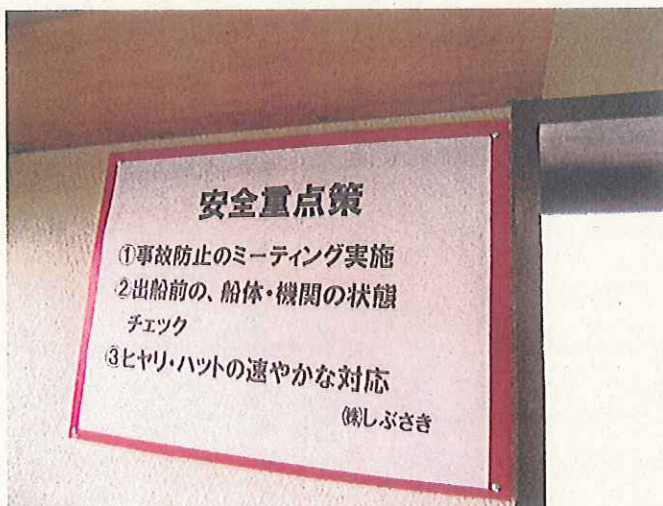
# 緊急時の実際の連絡

資料4





安全重点策の掲示



ライフジャケット着用  
待合室掲示



ライフジャケット着用  
桟橋入口掲示





安全で楽しく釣りをするために、ご協力をお願いします。

- ① 必ずスタッフの指示に従って下さい。
- ② 乗船前に、必ず「救命胴衣」を着用して下さい。  
子供さんは、ドーム船でも着用をお願いします。
- ③ 乗船・下船の際には、飛び乗り・飛び降りしないで下さい。  
走行中は、必ず座って下さい。
- ④ ポート上での立ち釣りは、危険ですので、しないで下さい。  
特に、手漕ぎボートはバランスに注意して下さい(簡単に転覆します)。
- ⑤ **泥酔しての乗船は、お断りいたします。**  
多量の酒類の持ち込みは、お断りいたします。  
**(ボートの操船者は飲酒厳禁です)**
- ⑥ 釣り場では、大騒ぎはやめましょう。  
○魚釣りは、基本的に静かにして釣るものです。  
他のお客様の迷惑になります。  
大騒ぎすることにより、魚は確実に逃げて釣れなくなってしまいます。  
特に、ドーム船で小さな子供さんは走り回らないよう、気をつけて下さい。

## ゴミを捨てないで！ (湖中に捨てないこと)

- ごみは、必ず持ち帰るように、お願いします。
- \* 特に使用済または不用になった、釣り針・糸など
  - \* 釣具、エサ等の入っていたパッケージ・ビニール袋など
  - \* 飲食した、弁当の空・飲み物の缶・ペットボトルなど
  - \* その他ゴミ

記入要領

平成23年11月〇〇日(△)

責任者: □ □

○ 昨日の情報

- 釣果・釣場状況      お客様への情報提供資料となる
- トラブル                      } 昨日の特別の問題があれば、情報として、対策等
- その他                         } をスタッフに伝え・指示

○ 本日の天候について 何れも天気予報を伝え、今日の運航対応の判断と指示

- 空模様(晴れ・曇り・雨・雪)      □□□□
- 風(風力・風向)      □□□□□      □ 波(波高) □□□□

○ 緊急連絡                      無線機(所持) 指示のこと                      携帯電話

○ 出船予定(予約状況)      本日の対応体制

- 団体
- 

本日の スタッフ	サイン	サイン	サイン				
-------------	-----	-----	-----	--	--	--	--

◎ お客様への声かけ      全スタッフが気配りし、声を掛ける

- 救命胴衣の着用                      必ず
- 乗下船時の注意                      足元・座る
- 緊急時の連絡先                      乗船申込書の下欄
- 天候により早期帰港あり

○ パトロール状況・その他      パトロール結果、異常があれば報告・対応

〇〇時〇〇分(スタッフサイン)                      時      分(      )

時      分(      )                                      時      分(      )

時      分(      )                                      時      分(      )

・  
・  
・





# ヒヤリ・ハット報告書

別紙3

報告日 平成 年 月 日

報告者	自分の行動で、思われることがらを下記より 選び、該当するものをチェックしてください		
ヒヤリ・ハットのあらまし	1	[ ]	よく見えなかった
いつ 月 日 時 分ごろ	[ ]	[ ]	見にくかった
	[ ]	[ ]	よく聞こえなかった
	[ ]	[ ]	気がつかなかった
	[ ]	[ ]	見おとしをした
どこで	2	[ ]	思い出せなかった
	[ ]	[ ]	記憶違いをしていた
	[ ]	[ ]	すっかり忘れていた
何をしているとき	3	[ ]	知らなかった
	[ ]	[ ]	分らなかった
	[ ]	[ ]	深く考えなかった
	[ ]	[ ]	急所に気がつかなかった
	[ ]	[ ]	複雑で分かりにくかった
	[ ]	[ ]	安易に考えていた
ヒヤリ・ハットとしたこと (どうなったか)	[ ]	[ ]	ほかのことを考えていた
	4	[ ]	事実のとらえ方が悪かった
	[ ]	[ ]	予想ちがいをした
	5	[ ]	危ないと思っていなかった
	[ ]	[ ]	大丈夫だと思っていた
改善すべき事項 (報告者の提案)	[ ]	[ ]	仲間の迷惑を考えなかった
	6	[ ]	イライラしていた
	[ ]	[ ]	カッカしていた
	[ ]	[ ]	いやな気持で仕事をしていた
	[ ]	[ ]	心配ごとが頭についていた
	[ ]	[ ]	反復作業であきていた
	[ ]	[ ]	連続作業で疲れていた
	7	[ ]	大丈夫と思って手順を省略した
	[ ]	[ ]	ふんざりがつかぬままやった
	[ ]	[ ]	面倒くさがってやった
	[ ]	[ ]	考えてはいたが、やるときに忘れた
現場の状況 (見取り図)	8	[ ]	力負けした
	[ ]	[ ]	体のバランスを崩した
	[ ]	[ ]	手が思うように動かなかった
	[ ]	[ ]	スピードについていけなかった
	9	[ ]	無意識に手が動いていた
	[ ]	[ ]	なんとなく手が動いていた
	[ ]	[ ]	考えていてもやれなかった
	[ ]	[ ]	手や足が正確に動かなかった
	[ ]	[ ]	やりにくかった
	[ ]	[ ]	難しかった
改善・指示			
	社長	課長	課長









## 遊漁船しづさき10号沈没事故に係る勧告に基づく措置の完了報告について

### ◇本事故の概要(H21.4.30発生)

遊漁船しづさき10号は、諏訪湖東岸の初島沖において、船長が1人で乗り組み、釣り客12人及び船長の家族の児童1人を乗せてワカサギ釣りの筏に向けて西南西進中、船底外板を開口して設けていた釣り穴の筒の上端などから浸水し、平成21年11月28日11時35分ごろ沈没した  
乗船者は、全員が付近を航行中の遊覧船等に救助されたが、釣り客3人が打撲傷を負った



### [本事故の原因分析] (調査報告書公表日:H23.9.30)

- ◆本事故は、本船が、諏訪湖東岸の初島沖において、右舷船首に風と波を受けながら西南西進中、船底外板を開口して釣り穴を設けた改造に係る検査を受検せずに運航されていたため、本件釣り穴の筒の上端から浸水するとともに、船内に波が打ち込んでビルジが増加し、浮力を失って沈没したことにより発生したものと考えられる。
- ◆本船が、船底外板を開口して釣り穴を設けた改造に係る検査を受検せずに運航されていたのは、株式会社しづさき(同社)が、釣り客の輸送等を行う事業者としての安全に対する意識が低かったことによるものと考えられる。

### [同社に対する勧告内容(別添1)] (H23.9.30)

同社は、全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図り、船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保し、また、釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全を確保する対策を講じること。

### [同社から提出された実施計画(別添2)] (H23.10.21)

1. 全社をあげて旅客及び船舶の安全確保に関する意識の高揚を図ること(実施計画)
  - ①安全重点施策を定め、全社をあげて安全第一に取り組む
  - ②緊急時の訓練を実施する
2. 船舶検査を適切に受検するなどして所有する船舶の堪航性を確保すること(実施計画)
  - ①保有船舶リストの一覧リストの見直し
  - ②船舶台帳の作成
3. 釣り客への救命胴衣の着用を徹底して安全確保する対策を講じること(実施計画)
  - ①救命胴衣着用の看板を掲示
  - ②乗船前の着用呼びかけと乗船時の着用確認

### [同社から提出された完了報告(別添3)] (H23.11.29)

- ①安全重点施策を定め、全社をあげて安全第一に取り組む(安全重点施策の社内掲示、ミーティングの実施と記録、運航前の始業点検表によるチェック、ヒヤリハット報告による改善など)
- ②緊急時の訓練を実施する(想定される事故によるミーティングの実施、安全対策・事故防止資料の活用、模擬的訓練の実施など)
- ①保有船舶リストの一覧リストの見直し(船舶の検査時期の確認をしやすくするため保有船舶一覧を作成管理)
- ②船舶台帳の作成(保有する船舶について個々に船舶管理台帳を作成し、修理等の経過等を記録し検査の時の資料にする)
- ①救命胴衣着用の看板を掲示(店内および棧橋入口に掲示)
- ②乗船前の着用呼びかけと乗船時の着用確認(受付の際に着用指導、案内スタッフが着用指導、船長は出船時確認、パトロール時に確認・指導)